

第3回 特別支援教育論

杉野 学

この「特別支援教育論」の授業では、教科書「特別支援教育論」を使用します。授業の第1章から第13章までを、順に学んでいきます。プリントは、概要版のため、必ず教科書を読んで学びを深めて下さい。

教科書「特別支援教育論」第3章、第4章を参照のこと

1 ICF による障害の捉え方

昭和 55 年に WHO（世界保健機関）が発表した「国際障害分類（ICIDH : International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）」は、世界の障害者医療やリハビリテーション、障害者福祉の発展に貢献をしてきた。平成 13 年 5 月、WHO は ICIDH の改訂版である「国際生活機能分類（ICF : International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択した。

ICF は、人が生きていくための機能全体を「生活機能」として捉え、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たす「参加」の三つの要素から構成された。

ICIDH(医療モデル)の「機能障害そのものに直接的に働きかけて、その結果、能力低下や社会的不利を改善させる」という考え方から、ICF(社会モデル)の「残っている心身機能と日常生活の活動と社会への参加に対するそれぞれの働きかけを通じて、生活機能を向上させるとともに、生活環境の改善を行うことによって活動制限や参加制約を少なくして本人の生活を支えていく」という考え方へと、障害の捉え方が大きく変わった。

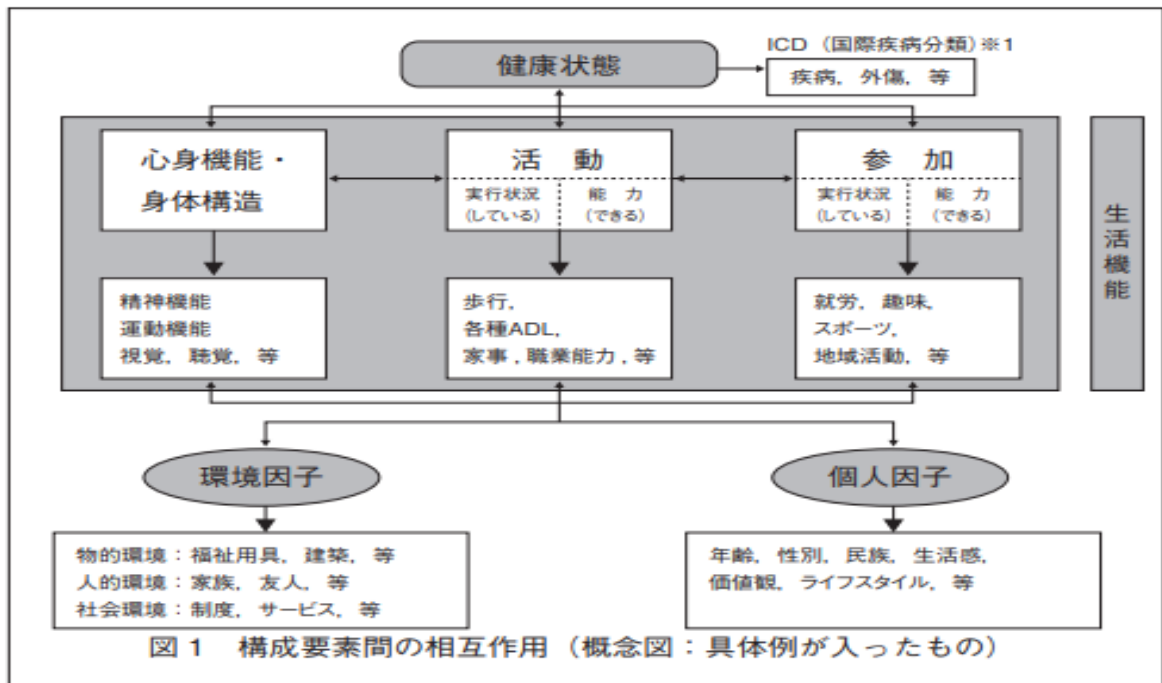


図1 構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）

(出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

図1 ICF を構成する要素の相互関係

2 合理的配慮

各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもとインクルーシブ教育システムの構築に向けて、

合理的配慮の提供に努める必要がある。

小・中学校等で障害のある子どもに対する教育を行う場合には、合理的配慮として、(ア) 教員、支援員等の確保 (イ) 施設・設備の整備 (ウ) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が考えられる。合理的配慮を決定し提供する際には、設置者及び学校と本人及び保護者により、可能な限り合意形成を図ること、個別の教育支援計画に明記すること、個別の指導計画に活用することが望ましい。

3 発達障害

(1) 発達障害者支援法

平成 17 年 4 月、発達障害者支援法が施行されてから、発達障害者への支援は着実に進展し発達障害に対する理解も広がってきた。発達障害については、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義された。

平成 28 年 8 月 1 日発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、「(略)可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること (略)個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成(略)」が示された。

(2) 文部科学省の発達障害の定義

1)自閉症の定義 <Autistic Disorder> (平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

2)高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism> (平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※2013 年、米国精神医学会による精神障害の分類と診断基準の改訂版 (第 5 版) DSM-5 が刊行され、広汎性発達障害の用語が、自閉症スペクトラム障害 autism spectrum disorder、ASD に変更された。

【合理的配慮の観点】

①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。(動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等)

2)学習障害 (LD) の定義 <Learning Disabilities> (平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について (報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、

視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

①学習障害の状況

- ア 国語、算数等の基礎的能力に著しいアンバランスがあること。
- イ 全般的な知的発達の遅れがないこと
- ウ 医学的な評価
- エ 他の障害や環境的要因が直接的原因ではないこと

【合理的配慮の観点】

①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。(文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価 等)

3)注意欠陥／多動性障害 (ADHD) の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder> (平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

①注意欠陥多動性障害の特性に即した指導方法

- ・不注意な間違いが多いときは、幾つかの情報の中から必要なものに注目する指導や、作業が終わったら必ず確認することを習慣付ける。
- ・注意を集中し続けるために、一つの課題を幾つかの段階に分割して、視覚的に課題の見通しを確認できるようにする。窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整えるよう配慮する。
- ・指示に従って、課題や活動をやり遂げるために、指示内容が伝わる工夫を行い、分からないときには助けを求めよう指導する。課題の内容や活動量を調整して、最後までやり遂げることを指導する。
- ・忘れ物を減らすための指導として、子どもに合ったメモの仕方や忘れやすいものを所定の場所に入れることを指導する。家庭と連携して決まりごとを理解させ徹底する。
- ・順番を待つ、最後までよく話を聞くためには、決まりごとの内容と意義の理解を徹底する。ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えることや、何かやりたいときは挙手やカードによる指示をする。

【合理的配慮の観点】

- ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。(自分を客観視する、物品管理方法の工夫、メモの使用 等)

(4) 知的障害

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものを言う。この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こる。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、成長期 (おおむね 18 歳) までとすることが一般的である。

1) 知的障害の状態と支援

乳幼児期に、同年齢の子供と比較して言語発達が遅れたり、着替えや排せつなどの基本的な生活習慣に関する遅れが顕著であったりするほか、始歩の遅れなど運動発達の遅れも見られることがあることから、保護者が子供の成長発達に不安を抱く場合が多い。

【合理的配慮の観点】

①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

実生活につながる技術や態度を身に付けるようにするために、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。

1 学級経営

(1) 学級経営とは

文部科学省「生徒指導提要」(2010)では、学級経営やホームルーム経営について、「一人一人の児童生徒の成長発達が円滑にかつ確実に進むように、学級経営の基本方針の下に、学級・ホームルームを単位として展開される様々な教育活動の成果が上がるよう諸条件を整備し運営していくこと。」と述べている。

1) 学級経営の進め方

今日、不登校、いじめ、虐待、外国に繋がる児童生徒等への日本語指導、発達障害など、児童生徒等が抱える問題は多様化している。担任は、多様な児童生徒等がいることを前提として、児童生徒等同士の人間的な触れ合いやきめ細かな観察や面接、保護者との対話を深めることで、一人一人の児童生徒等を客観的・総合的に理解していくことが大切である。また、人間関係づくりでは、児童生徒が自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さを見つようと努めることや、互いに協力をし合い、主体的によりよい人間関係を形成することが大切である。

2) カリキュラム・マネジメントと学級経営

学習指導要領総則で示されたカリキュラム・マネジメントは、「学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列すること。教育課程の編成・実施・評価・改善を図るPDCAサイクルを確立すること。人的・物的資源等を地域資源も含めて活用すること。管理職のみならず全ての教職員がその必要性を理解し授業についても教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組むこと。」などが主な内容である。

(2) 特別支援教育の視点を生かした学級経営

学校における児童生徒等の学習や生活の基盤は、担任による学級経営にある。発達障害や軽度知的障害のある児童生徒等も含めた学級経営を、適切に行うことによって、個々の多様性を受け入れる心情や態度を培うことができる。そのためには、一人一人を温かく包み込む担任の教育愛や、児童生徒等が互いの良さを認め合い高め合う学級づくりが重要である。また、担任自身が支援の必要な児童生徒等への関わり方の手本を示すことが求められる。特に、特別の支援を必要とする児童生徒等に対して行う個別の支援を説明する際は、周囲の児童生徒等に対して、困難さや苦手さについての理解を求めただけでなく、良い面も積極的に伝えていくことで、互いの理解を深める工夫をしなければならない。

1) 全ての児童生徒等にとって分かりやすい授業

特別支援教育の視点やユニバーサルデザインの考え方を生かした授業を創意工夫することで、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等だけでなく、全ての児童生徒等にとっても「分かる、で



きる、「楽しい授業づくり」を進めることが容易となる。例えば、授業のねらいと内容を明確にして、授業のめあてや学習の流れ等を絵カード等で視覚的に示す。時間割に場面が分かる絵を入れて、視覚的に理解しやすい工夫をする(写真1)。また、授業の開始、終了時刻、学習内容や流れなどを適宜伝えることで、見通しをもたせる。発言や発表のルールを定めておくなどして、話し方や聴き方を適切に提示する。教室内の座席配置や掲示物などを工夫する。これらの支援は、配慮を必要とする児童生徒等だけではなく、他の児童生徒等の学習指導や生活指導に対しても効果的である場合が多い。

【写真1 時間割】

2) 実践的な指導力を身に付ける

通常の学級に在籍する学習上や行動上の困難があり、特別の支援を必要とする子どもは、障害から生じる困難さが表面化しにくいこともあって、本人や保護者も障害として自覚しにくい場合がある。そのため、表面化している問題の行動の原因が、怠け、努力やしつけ不足によるものなどと誤解されがちである。

担任は、発達障害も含めた様々な障害に関する知識を深めるとともに、つまずきや困難な状況等の背景を理解し、その子の状況を正しく把握して必要な合理的配慮を工夫できる実践的な指導力を身に付ける必要がある。

3) 早期の気付きと正しい理解

つまずきや困難な状況を早期に発見するためには、日常の触れ合いを重ねながら一人一人が表す様々なサインに気付くことから始まる。特別な支援を必要とする児童生徒等の心理や行動の理解は、日頃、きめ細かく接するなかで、より深まる。5W1Hに基づいて行動観察を行い指導の記録を積み重ねていくことが、問題の背景を探る有効な手がかりとなる。

4) 観察による早期の気付きと理解

学級経営で大切なことは、その子の良い点を見つけて「認め・励まし・伸ばす」という視点での児童理解である。そして、学級での子どもの居場所づくりや友達との関係づくり、担任として十分に愛情を注ぐことである。

発達障害をはじめとする見えにくい障害については、通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする子どものつまずきや困難な状況を早期に発見するため、子どもが示す様々なサインに気付くことや、そのサインを見逃さないことが大切である。

(3) 保護者との連携

保護者との情報共有を行うことが重要であるため、学校での状況や取組や児童生徒等の変容等を丁寧に伝えていく。また、更なる成長につながる支援について、保護者と共に考える中で学校と家庭が同じ目標で取り組めるようにする。保護者へ指導目標や内容を伝える際は、個別の教育支援計画や個別の指導計画などを基にして、特別支援教育コーディネーター等と事前に相談・確認しておくことが大切である。

1) 保護者を含むチームでの話し合い

保護者との情報交換で確認された支援内容は、個別の教育支援計画等に記載していく。個別の教育支援計画等の共有を図るためには、通常の学級の担任や保護者及び特別支援教育コーディネーター等がチームとして連携・協働する体制を整えて機能する必要がある。通常の学級の担任は、特別支援教育コーディネーターとともに、合理的配慮の提供の際、相談窓口としての役割を果た

す。特別支援教育コーディネーターをはじめとする校内の他の教職員及び校外の専門家等にも相談し保護者と共にケース会議を開催することが考えられる。

2) 周囲の児童生徒等とその保護者への理解啓発

周囲の児童生徒等やその保護者への情報提供が不足している場合は、教育上特別の支援を行うことについて批判や疑問の声が上がることもある。そのため、教育上特別の支援の必要性について、児童生徒等に十分な理解を深めておくことが重要である。同時に、周囲の保護者に対しても、特別な支援の必要性を説明しておくことが必要である。

3) 学級の児童生徒等に行う特別な支援の説明(事例)

担任が保護者と連携しながら特別な支援を必要とする児童の障害の状態等を、他の児童や保護者に対して理解を深めた事例は、教科書を参照のこと。

(4) 授業のユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、都市や生活環境を、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにデザインすることをいう。この考え方を学校の授業に取り入れ、多くの児童生徒等にとって分かりやすい指導や支援の在り方を、授業づくりや学級経営に生かしたものを授業のユニバーサルデザインという。

1) 基本的な考え方

特別な教育的ニーズのある児童生徒等に行っている配慮の中には、集団指導の中でその配慮を生かすことにより、学級全員の分かりやすさや安心感につながるものがある。一方、集団指導に生かそうとしている配慮が、学級全体にとって真に有効なものであるかどうかを、児童生徒等の姿から評価する必要もある。

2) 一般的な配慮例

- ①見通しをもつ
- ②多様な選択肢を用意する
- ③環境を整える

3) 授業における配慮と手立て

教科書の表1 授業における配慮と手立て(例)を参照のこと

文献

- ・文部科学省、幼稚園教育要領(平成 29 年 3 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)、同解説、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・小・中学部学習指導要領(平成 29 年 4 月告示)、同解説、2017
- ・文部科学省、特別支援学校学習指導要領解説、各教科等編(小学部・中学部)、2018
- ・文部科学省、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説、自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)、2018
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、「教育支援資料」、2013
- ・文部科学省 HP、「主な発達障害の定義について」
- ・文部科学省、「生徒指導提要」、2010
- ・文部科学省、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライ

ン」、2017

・国立特別支援教育総合研究所HP、「障害のある子どもの教育の広場」、
(<http://www.nise.go.jp/cms/13.html>)

・長野県教育委員会HP、「教育課程編成・学習指導の基本」、2018
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyogaku/goannai/soshiki/documents/01kyouikukatei.pdf>)